

< 今日の説教のポイント 出エジプト記 21 章 18～32 節 >

1 民主主義の上に神主義を置く、生ける神の法重視。

出エジプト記の 20 章から最後までは「十戒」と「契約の書」、すなわち、神様がイスラエルの民に与えられた、今の六法全書にあたる法体系が記されています。一番大事なことは、人間が皆で集まって知恵を絞って作ったのではなく、神様が与えられた法体系だということです。法を無視した残虐行為がなされ続けている今の世界の状況に、「これでいいのか。どうすればいいのだろうか」と思わない人はいないでしょう。「民主主義だけでなく、立憲主義が伴う必要がある」という主張になるほどと思った時がありましたが、立てた法の権威が誰にも無視されないものである必要があるのです。世界を造られ、人間によって汚された被造世界をなお愛し続け正して下さる主なる神様が与えられた法。それがここに示されたものなのです。「この法に聞いて、生きなさい」と神様が与え示して下さったものなのです。

2 被害者より加害者を神様は見ている？ その理由は？

今日の箇所(21:18-32)には、相手の体を傷つけた場合の処置の仕方について記されています。一見、被害者より加害者側に立って考えられているように見え、「なぜ？ 傷ついた者の側に立って下さるのが聖書の神様ではないのか」と。しかし、よく考えると、そこに、加害者側に身を置いて考えるべき私たちのことを考えて下さっている神様の深い御旨が秘められていることに気づかされます。それは次の「目には目を」の命令(23-25)について考える時にはっきり見えて来ます。

3 目には目を(同害報復)の意味。それを超えるイエス様の教え。

これは残酷な命令では決してありません。むしろ、私たち人間が持つ残酷さが取り返しのつかない行為を為すに至らないように、「ここまで」と押しとどめて下さるための命令であるからです。ウクライナやガザで起こっている出来事は、聖書の神様を信じる者にとって、この点でこそ「否」とははっきり言えることですし、言わなければならないのです。しかし、主イエスはこれで留まるのではなく、「**誰かがあなたの右の頬を打つなら、左の頬をも向けなさい**」と教えられたのです(マタイ 5:38-42)。自分は被害者だと思いやすい私たち。しかし本当は神の子を殺してしまう加害者であることに気づき、そこから考えて取り組んでいく時に、私たちの一人一人の人生にも、また世界にも、主から来るシャローム(平和・平安)が訪れるのではないのでしょうか！